

英国との共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転について（案）

平成26年7月17日

内閣官房
外務省
経済産業省
防衛省

1. 本日、現在、事業開始に向け日英間で調整中のミサイルの誘導能力向上に関する共同研究（以下「本共同研究」という。）に係る我が国から英國へのシーカーに関する技術情報の移転（以下「本件海外移転」という。）について、「防衛装備移転三原則」（平成26年4月1日閣議決定）及び「防衛装備移転三原則の運用指針」（平成26年4月1日国家安全保障会議決定）に従い、国家安全保障会議で審議した結果、海外移転を認め得る案件に該当することを確認した。
2. 本共同研究は、英國のミサイル関連技術に日本のシーカー技術を組み合わせた場合の性能等について、シミュレーションを通じて分析するものであり、日英間の安全保障・防衛協力の強化に資するほか、将来の自衛隊の能力向上に資する可能性があることから、我が国の安全保障の観点から積極的な意義を有する。さらに本件海外移転の仕向先は英國であり、最終需要者は英國国防省及びその契約者であり、適正管理の確実性は高い。加えて、シーカーはミサイルの能力を決定する枢要な構成要素のひとつであるが、本件海外移転においては、本共同研究の成果情報を含めて、下記3. のとおり適正管理が確保されることとなっており、我が国の安全保障上の問題はないと認められる。
3. 本件海外移転は、「防衛装備品及び他の関連物品の共同研究、共同開発及び共同生産を実施するために必要な武器及び武器技術の移転に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定（以下「協定」という。）」に基づき、目的外使用及び第三国移転について、我が国の事前同意を英國政府に義務付けるものであるため、シーカーに関する技術情報の英國への移転後の適正な管理が確保されると認められる。
4. 日本国政府は、今後、協定に基づく手続を正式に開始する。経済産業省においては、上記の国家安全保障会議での審議の結果を踏まえ、本件海外移転に

関する許可申請があった場合には、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき、適切に対応することとする。

【参考】ミサイルの誘導能力向上に関する日英共同研究の概要

英国のミサイル関連技術と日本のシーカー（目標を検索・検知及び追尾するためのミサイルの構成装置）技術を組み合わせることにより誘導能力を向上させた空対空ミサイルの技術的実現可能性及び有効性について、シミュレーションにより分析を実施するものである。